

編入・転入学選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

■ 募集人員

編入学選抜3年次、転入学選抜2・3年次 若干名

■ 出願資格

《編入学選抜3年次》

下記の1～4のいずれかに該当する者

1. 短期大学（外国の短期大学を含む）を卒業した者または2027年3月に卒業見込みの者
2. 高等専門学校（外国の高等専門学校を含む）を卒業した者または2027年3月に卒業見込みの者
3. 下記の要件の(1)、(2)のいずれかを満たす者
 - (1)医療・看護、介護・福祉、健康・栄養系などの学科を設置している文部科学大臣が指定した修業年限2年以上の専修学校を修了し専門士の称号を取得した者または2027年3月修了・取得見込みの者
 - (2)医療・看護、介護・福祉、健康・栄養系などの学科を設置している学校教育法による高等学校専攻科の課程（修業年限が2年以上であり、かつ文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者または2027年3月修了見込みの者
4. 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を卒業（修了）した者または2027年3月に卒業（修了）見込みの者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る）

※編入学選抜3年次に合格後、2027年3月までに上記1～4の要件を満たすことができない場合は、合格と入学許可を取り消すことがあります。なお、入学時の既修得単位の認定結果や、入学後の単位修得状況、取得したい資格や履修する課程によっては、修業年限が2年を超える場合があります。

《転入学選抜2年次》

下記の1に該当する者

1. 学校教育法に定める大学に1年以上（休学期間を除く）在学し（もしくは在学が見込まれ）、30単位以上修得した者または2027年3月までに修得見込みの者

※転入学選抜2年次に合格後、上記について2027年3月までに30単位以上修得済みでない場合は、合格と入学許可を取り消すことがあります。なお、入学時の既修得単位の認定結果や、入学後の単位修得状況、取得したい資格や履修する課程によっては、修業年限が3年を超える場合があります。

《転入学選抜3年次》

下記の1に該当する者

1. 学校教育法に定める大学に2年以上（休学期間を除く）在学し（もしくは在学が見込まれ）、62単位以上修得した者または2027年3月までに修得見込みの者

※転入学選抜3年次に合格後、上記について2027年3月までに62単位以上修得済みでない場合は、合格と入学許可を取り消すことがあります。なお、入学時の既修得単位の認定結果や、入学後の単位修得状況、取得したい資格や履修する課程によっては、修業年限が2年を超える場合があります。2年次転入学になることもあります。

■ 選抜方法

小論文（100点）、面接（100点）の結果及び出願書類を総合的に審査し、計200点満点で可否を判定します。

※小論文はP21～P24記載の事前課題（テーマ1,2）のうち、どちらかが出題されますので、両テーマについて事前に十分学習してください。また、その内容は面接で質問されることもあります。なお、事前に学習した記入物等は試験時間中の持ち込みはできません（事前に学習した記入物等は提出不要）。

■ 出願方法・出願書類・事前相談について

P45～P52を参照してください。

■ 入試日程

入試	事前相談締切日	出 願 期 間	試 験 日	合格発表	入学手続期限
I 期	出願の2か月前まで	2026年11月12日(木) ～11月26日(木)	2026年 12月12日(土)	2026年 12月22日(火)	2027年 1月22日(金)
II 期	出願の2か月前まで	2027年1月28日(木) ～2月8日(月)	2027年 2月18日(木)	2027年 3月3日(水)	2027年 3月10日(水)

■ 試験場・実施時間

試 験 場	実 施 時 間
八戸学院大学	1. 受 付 9:15～9:45 2. 小論文 10:00～11:00 3. 面 接 11:15～

■ 特記事項

1. 編入・転入学する学年は、修得単位によって異なりますので、事前相談締切日までに必ず事前問い合わせフォームにご入力の上、成績証明書または単位取得証明書とシラバスをご提出いただき、単位認定数（見込み）や卒業までの年限（見込み）を予めご確認ください。

※事前相談締切日は入試日程をご確認ください

2. 編入・転入学を許可された者のうち、出願資格で『2027年3月卒業（修了）・取得見込み』として出願していた者は、成績が確定した成績証明書または単位取得証明書、卒業証明書または在学期間証明書が入学手続の際に必要となりますのでご準備ください。提出が遅れる場合はご相談ください。
3. 編入・転入学を許可された者の既修得単位については、教育上有益と認められる場合に限り次の範囲内で本学において修得したものとして認定することができます。
 - (1)リベラルアーツとして、合計28単位を超えない範囲
 - (2)専門教育科目として、42単位を超えない範囲